二(一)　保安林の所在場所　静岡県静岡市葵区坂ノ上字足間沢一七七四の一から一七七四の三まで、字寺久保一九二〇、葵区栃沢字ムカ井山六〇九、六一〇、字ウハソウレ七九五の一、字クリヨウ七九七の一、七九七の二、字ユサハ八六五の一、八六五の二、字ヲヲクス八六八、八六九、字ナカサキ八七八

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一(一)　保安林の所在場所　静岡県掛川市居尻字萩原二六九の一（次の図に示す部分に限る。）、二六九の五、字坂角四七七の二（次の図に示す部分に限る。）、四七七の三、四八〇の一、字浦山二七七の三、五一二の一の一、五一二の四、五三〇・字野田ノ上四七二の一・字登庵夕四九三の一・字正角四九四・字扇松五三一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、字清水段二七四の一、二七五の一、四七四の四、字細谷四七八、字南谷四八六の一の二の三、四八六の一の二の四、四八六の二の二、四八八、字倉ガリ四九〇の一、字孤石五三二、字嵐脇五三三、字大尾沢五三五、五三六の一、五四〇の一、五四〇の三、五四一の一、六五一の一、六五五の二、六五六の一、六五六の二、六六〇の一、六七四、六七五の一、六七五の二、字石ノ倉六六一の一、六六一の二、六六一の三

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字萩原二六九の一・字清水段二七五の一・字大尾沢六五五の二・六七五の一・六七五の二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　保安林の所在場所　静岡県島田市大草字大津山一〇一六の一・一〇一六の八から一〇一六の一一まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇一六の一二、掛川市居尻字南谷四八六の三、字吹込七三〇、七三二、字鍋倉七三二、字向屋敷七九二、字大ナギ八〇〇の三、八〇〇の四、字安尾八〇一の一、萩間字田ノ向一の一、二の一、五の二、五の三、九の一、一〇の一、一一、一二、一三の一から一三の三まで、一四の一

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大津山一〇一六の一・一〇一六の一一・字田ノ向九の一・一四の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　秋田県雄勝郡羽後町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び羽後町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　鹿児島県薩摩郡さつま町永野字下ノ段二三二五の一、二三二七の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　鹿児島県志布志市有明町伊崎田字川内六八三六の一、字後迫七九六〇の四

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び志布志市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　鹿児島県曽於市大隅町月野字上長迫二二九四の二、字八合山三〇一三の三、三〇一四の二、三〇一四の七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び曽於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　鹿児島県姶良郡湧水町幸田字前原五九五、五九八の一六、五九八の二六

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備